

平成21年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：憲法（配点：100点）

### 注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で3ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

以下の文章を読んで、後の問に答えなさい。

Xは警察の不正腐敗問題を中心に取材、執筆活動を行っているフリーのジャーナリストであり、特に、暴力団と警察との癒着問題を頻繁に取り上げて、記事を執筆してきた。ところで、H県警察本部の元警部であるAは、覚せい剤取締法違反及び銃砲刀剣類所持等取締法違反容疑で起訴され(以下「本件事件」という)、2008年4月21日午前10時30分、S地方裁判所(以下「S地裁」という)において判決が言い渡された(以下「本件期日」という)。本件事件は、Aが、H県警察本部の拳銃の摘発実績を上げるために、捜査協力者から入手した拳銃を匿名電話等に基づき発見したこととする「やらせ捜査」を重ねていたと供述したことなどから、社会的な注目を集めていた。Xは、従前から、警察による「やらせ捜査」について取材し、記事を執筆しており、本件事件の公判をそれまで傍聴してきた。Xは、本件期日の1週間前に、S地裁事務局総務課長のBに対し、傍聴席の確保と判決要旨の交付を電話で申し入れるとともに、同旨の文書をファックスで送信した。BはXからの申入れに対して同日中に電話で、「傍聴席の確保及び判決要旨の準備のいずれの要望にも応じることはできない」と回答した。Xは、本件期日に、開廷時刻より前にS地裁に赴いたところ、傍聴希望者が95人おり、一般傍聴用の傍聴席数が64席であったことから、抽選が実施され、その結果抽選にはずれたXは公判を傍聴することができなかった。

ところでS地裁には、速報性を有する報道を行っている社団法人日本新聞協会または社団法人日本民間放送連盟に加盟する報道機関16社の記者によって構成される自主的に組織された団体である司法記者クラブ(以下「S地裁の司法記者クラブ」という)が存在するが、本件期日においては、あらかじめS地裁の司法記者クラブの幹事社の記者から、S地裁に対し、同クラブ加盟の報道機関の記者用の席(以下「記者席」という)の確保及び判決要旨の交付が要請され、本件期日の際、記者席が23席設けられたほか、S地裁の司法記者クラブ加盟の報道機関の記者に対して判決要旨が交付された。なお記者クラブとは、公的機関などを取材対象とする報道機関に所属し、その編集責任者の承認を得て派遣された記者によって構成される自主的に組織された団体であり、公的機関が保有する情報へのアクセスを容易にする取材拠点として、機能的な取材、報道活動を可能にし、国民にニュースを的確迅速に伝えることを目的とするものであり、S地裁の司法記者クラブもこのような記者クラブのひとつである。また、S地裁においては従来より、S地裁の司法記者ク

(憲法)

クラブの幹事の記者から交付要請があったときは、司法行政上の便宜供与として、判決要旨を作成し、判決言渡し後、総務課長が交付申請した幹事の記者にこれを交付するという取扱いをしてきた。交付する部数は、原則として一部であり、S地裁の司法記者クラブに加盟する他の記者にはコピーをしてもらう扱いである。判決要旨は、判決において示された重要な判断部分をピックアップして簡潔に示すものであって、それにより判決内容の理解を容易にする役割を果たすものである。記者席の確保に関しては、S地裁においては従来より、S地裁の司法記者クラブの幹事社の記者から記者席の確保の要請があった場合には、事務局総務課の職員が、審理を担当する裁判官に報告し、その指示に従って記者席を確保するとの取扱いがされており、本件期日でも同様の手順で記者席が確保された。これらS地裁による判決要旨の作成及び記者席の確保は、国民に対する裁判の迅速かつ正確な報道に資するための司法行政上の便宜供与として行われているものである。

S地裁の司法記者クラブ加盟の報道機関の記者ではないことを理由に傍聴席の確保も判決要旨の交付も受けることができなかったXは、S地裁によるこのような取扱いが憲法に違反すると考え、この取扱いにより精神的苦痛を被ったとして、国を相手方として国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求する訴えを起こすことを考えている。

問 裁判官の立場でXの憲法上の主張を判断する場合、どのように判断すべきかにつき、関連する判例・学説に触れつつ、答えなさい。

(配点：60点)

(憲法)

第2問

裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」及び「その他法律において特に定める権限」は、それぞれ、憲法76条1項にいう「司法権」とどのような関係に立つか、説明しなさい。

(配点：40点)